

令和2年度 第1回

京丹後市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和2年度 第1回 京丹後市国民健康保険運営協議会

1 日 時：令和2年8月12日（水）午後1時30分から午後3時30分

2 場 所：京丹後市役所 峰山庁舎 205会議室

3 出席者：被保険者代表委員

馬渕敏子、平田節子、中江純子、西途陽子、高坂恵子
保険医・保険薬剤師代表委員

上田誠、森岡信明、船戸一晴
公益代表委員

高山充男、佐藤肇、安井美佐子、山崎淳之、伊藤位豆子
被用者保険等保険者代表委員

山田一貴

京丹後市

中西副市長

事務局

市民環境部 柳内部長、保険事業課 上羽課長、藤田課長補佐、中村係長
健康推進課 吉田主幹、税務課 中島課長

欠席者：赤木重典、高田和之

4 議 事：（1）令和元年度京丹後市国民健康保険事業特別会計決算について
（2）その他

5 公開又は非公開の別：公開

6 傍聴人の人数：なし

7 要旨：次のとおり

開始：事務局

それでは全員お揃いになりましたし、定刻にもなりましたので始めさせていただきたいと思えます。委員の皆様におかれましてはご多忙の中、令和2年度の第1回目の京丹後市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日、司会進行を務めさせていただきます市民環境部長の柳内と申します。よろしく願いいたします。

はじめに委員の皆様へご報告をさせていただきます。昨年の12月に民生児童委員の改選がありまして、民生児童委員協議会代表としてお世話になっていました松本委員が民生委員を退任をされました。新たに民生児童委員協議会の代表としまして伊藤様に運営協議会委員としてお世話になることになりましたので、よろしく願いいたします。一言、ご挨拶をお願いいたします。

委員

失礼いたします。私は、弥栄支部の民生委員の副会長しています伊藤と言います。いろいろと新聞をいただいたりしてるんですけど、なかなか読めてなくて内容もわかりませんので、いろいろと教えてください。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、今年4月の人事異動によりまして、若干、体制が変わっておりますので職員を紹介させていただきます。

事務局

税務課の中島と申しますよろしくお願いいたします。

保険事業課で係長をさせていただきます中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

はい、以上2名が職員が変わりましたので紹介をさせていただきます。

それでは開会にあたりまして高山会長から、ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

こんにちは。暑い中ご苦労様です。元年度の決算を見ますと単年度で3,000万円黒字になっております。これは非常にいいことだと思っております。ところがこの一人当たりの医療費、被保険者、加入しとる人はどんどんどんどん減っていくんですけど、一人当たりの医療費はやっぱり年々増えていくとなると、総額的にも、また苦しい国保会計になるのではないかなというところが、ちょっと危惧される。そういう思いで、この決算を見ました。

それともうこれは皆さん、絶対100パーセント関心ごとのコロナです。京丹後もこれからどんどん増えると思います。絶対想像したくないですが。そうするとまたそれも国保会計に大きく影響してきます。政府の行う命が先か、経済が先か、そこらのポイントが、どうおかれるか、また今後も非常に気になる所です。今日はそのあたりのことについても、皆さん、市の方や市長さんが、いろいろと頑張ってお対応していただいておりますので、ご意見やご要望やご質問していただければ。ちょっとでも早く、このコロナが消えていくように願っているところでございます。そういうところも含めて、決算の内容、また今後のそういった医療費の関係あたりにつきまして、ご意見いただけたらと思います。ご苦労様です。

事務局

ありがとうございました。それでは続きまして、本来ですと、中山市長からご挨拶をさせていただきますところですが、本日は他の公務で不在ですので、中西副市長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

副市長

皆さん、こんにちは。8月1日付で副市長を拝命いたしました中西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。もともとは市の職員でございまして、長く建設部を担当させていただきました。この度、副市長を拝命をいたしまして中山市政を支え、市の発展のために全力で尽くすつもりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、今、司会の方が申しあげましたように市長が公務で出張しておりますので、代わりに一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思っております。

委員の皆様におかれましては、暑い中、またお盆というこの時期に関わりませず、本協議会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。平素より国民健康保険事業の運営はもとより市政の全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

先ほど会長の方からご案内がございましたが、本年に入りまして以降、新型コロナウイルスが猛威を振るっておりまして、本市におきましても米軍関係者への感染が確認をされているというところでございます。まずは感染された方の一日も早い回復を心より願うとともに、本市としてこれを非常な事態状況として受け止め、引き続き、京都府、防衛省、それから米軍など関係機関とともに、感染拡大を防止するため必要な対応に務めるとともに、市民生活、市内経済の支援にも全力で取り組んでいく所存でございます。また、本日は市長が防衛大臣を訪問しておりまして、米軍の感染対策の実施について、申し入れを行ったというところでございますのでご報告を申し上げます。

さて本日は、令和元年度の国民健康保険事業の決算につきまして、ご説明をさせていただきます。令和元年度には9年ぶりとなります、国保税率の見直しをさせていただきました。その節は委員の皆様方には真剣なご議論のうえ、苦渋の中でご判断をいただいたというふうに、認識をさせていただいております。改めてお礼を申し上げます。おかげをもちまして収支均衡のとれた決算となりましたことを、本日ご報告を申し上げたいというふうに思っております。ご案内のとおりでございますけれども、国保は平成30年度から都道府県単位の広域化をされまして都道府県が財政運営の責任主体となりながら、事業の安定化が進められておりますが、しかし府へ市町村が納める国保事業の交付金につきましては、医療費等を反映して年々、上下動があるというようなこのような状況でございます。それをまかなう国保税率にも大きく影響してくるというようなことでございまして、このため本市として引き続き保険者としての適正な資格管理や医療費適正化を進めてまいります。

また新型コロナウイルスに関連した傷病手当の支給や、国保税の減免制度を活用しコロナ禍における国保加入者の生活を支えてまいりたいと考えております。併せて国に対しては市長会を通じて必要な財源の確保など、強く働きかけを行ってまいりたいとも考えております。決算の詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきますので、忌憚のないご意見をいただきたいというふうに考えております。

結びにあたりまして、時節柄、健康には十分ご留意をいただき、今後とも京丹後市国民健康保険の円滑な運営のためご指導とご助言をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。中西副市長におきましては、誠に申し訳ありませんが、この後、他の公務がありますのでここで退席をさせていただきます。失礼します。

それでは規約によりまして、議長は会長が務めることになっていきますので、これより先は会長に議事進行をお願いしたいと思います。高山会長よろしくお願いいたします。

会長

はい、それでは会議に先立ちまして、本日の議事録署名委員につきまして、高坂委員、平田委員、お二人にお世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは次第に従いましてまず最初に、令和元年度京丹後市国民健康保険事業特別会計決算について、議題といたしますので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい、それでは失礼いたします。次第に従いまして、本日の議題であります令和元年度国民健康保険事業特別会計の決算概要につきまして、ご説明をこれからさせていただきます。なお、この会議ではマイクの使用等は、特にしないのでありますけれども、会場、今日コロナの関係もありまして広い会場使わせていただいております。事務局からの説明時のみマイクで失礼をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。それでは決算概要につきましては、藤田課長補佐からご説明をいたします。

事務局

はい、失礼します。藤田と申します。よろしくお願いいたします。それでは資料の方、資料1の方から決算につきましてご説明させていただきます。まず資料1の方ですが、歳入の方になります。

—（以降、資料1から資料4について決算概要及び補足説明）—

会長

ありがとうございます。なにかご意見かご質問ございましたら、どうぞ。

委員

あの資料3の一番最後のところに、医療費適正化の取り組みと書いてありましたが、適正な医療というのはどのように考えられてるのでしょうか。

事務局

はい、適正な医療というのは、まずは、その医療を必要とされておる方が、必要な医療を受けられるということが、適正な医療だというふうに考えております。ですので、その為にもやはり健診事業などで、そういったもともとご自身が気づいておられないような疾病がある場合にも、すぐに発見していただいて治療にあたっていただくというのが適正な医療であると考えております。

委員

医療費の医療費適正化って書いてあるので、適正な医療費というのは、どのような状態でしょうか。

事務局

そういったことに必要な医療を受けていただくことに係る医療費は適正な医療費だろうというふうに考えております。

現時点では、それはどの程度達成されてるのか、そこは推測の範囲を超えないわけですが、健診事業は年々行っております。一人でも多くの方に受けていただけるように、京丹後市は無料で総合健診を行わせていただいているところでございます。

ドックについても人の上限を設けずに、募集をかけさせていただいて、今年も450名様に受けていただいております。市としましては、やはり健康意識を高めていただいて必要な医療は受けていただいて、健康で過ごしていただく、その人の生活そのもの、その生活を通して、社会への貢献を活かしていただけるようなことのために、この国保や保健事業があると考えております。

それが達成した数字ということが、どこの数字で拾ってこれるというのはかなり難しいですが、少なくとも保健事業については、健診受診率は府の平均よりも上回って市民の方に受けていただいております。この数字を少しでも上げていくのが、いわゆる適正な医療費というようにどこに繋がってくるんだろうと考えています。

委員

具体的な金額があつてということではなく、他市との比較でどうこうとかいう話でもないということですか。

事務局

そういうことではありません。それで先ほど申し上げました一人当たりの医療費が、京丹後市としては今迄から最高になりましたというふうにお伝えしました。その額が一人当たり38万円とありますけれども、京都府の平均としましては38万5,000円ということがございます。

京都府への納付金がありますけれども、その高い低いを決めるひとつには、当然被保険者数が、もうひとつは所得の水準が、三つ目には医療費の高い低い。それは南部が高いに決まっておるという中で、府全体を1としますと京丹後市は0.91か0.92くらいです。そういった中で考えますと、一人当たりの府平均38万5,000円に対して、38万円というのは割合としては、その91、2%を超えておるというわけでありまして、病院の規模、それから構造上のレベルは当然、それは府立さんであるとか京大病院さんのような、大病院を持つ南部と違いはあっても、そういった中でも今ある地域の病院で一定程度必要な医療を提供していただいております。府全体として見たときに劣るような医療提供体制でないと考えております。

委員

長いことここに座らせてもらっていて、いまだにわからないんですけど、今度、私京都府の後期高齢者の保険の審議会に出なさいと言われて、後期高齢者、あの国民健康保険税が後期高齢者の方にとというのが、この中に出てくるのですが、全く別の会計ということですね。

事務局

はい、昔は、老健（老人保健制度）とあって、国保のままで老健制度で医療を受けていたのですが、平成20年から法整備がされまして、高齢者の医療を確保する法律ができて、75歳になった方はそれまでお勤めの社会保険であっても国保の方であっても75歳になったら、すべからく後期高齢者医療制度に加入いただくこととなります。

委員

私らが払っとる保険料は、後期高齢者のお金は払っとるということで、ほんとは、また関係ないところでお金が動いているということですか。

事務局

全く別の会計になってます。ただし、その後期高齢の医療費をまかなうためにいろんな世代が、按分して持合いをしておるということで、後期高齢者医療の半分は公費、だいたいイメージとしては、半分は公費です。残りの半分を80パーセントぐらいは、現役世代が払っています。ということで例えば、これで見させていただきますと、資料3の先ほど説明させていただいた3ページをご覧くださいますと、保険税率と書かせていただいている中に支援分というのがあります。この支援分というのが、後期高齢者医療への納めさせていただくお金を国保の人からもいただいていますよ、というようなことになっております。

委員

私はちょっと保険料払うほど医療費を使ってないわと思ってましたけど、お世話になっていてすみません。そうですか。わかりました。

会長

ちょっとひとつお願いします。資料4で、宮津市が、所得割をアップして資産割と均等割をダウンしてますけど、そのあたりの経過というか、なにか聞いておられますか。特に聞いてないならいいですけど、所得割を増やされていますね。

事務局

特に宮津市のほうと、その料率改定、特に、今回、我々は変更しませんでしたので、そういう情報交換等もないわけでありまして。この数字から見てとれるのは、ひとつには資産割をもつ市町が、やっぱり減ってきておるということがあります。これはほんとにいろんな議論があって、資産割はない方がいいというご意見、片や資産割をなくしてしまうことによって、現役子育て世帯の所得割を上げざるを得ない。どうしても現役で働いている子どもがいるお家に所得割が多くかかり、負担が増してしまうというような中で、当協議会の方では今のところ資産割を持っておくべきだろうというご判断をいただいているわけでありまして。

この宮津の料率のさわり方を見ると資産割を減らして、所得割を増やしとるということです。他の市町のことで断言はできませんけども、そういったこともやはり考えられたのではないのでしょうか。

元々、本市に比べまして宮津の資産割の料率は非常に高いということで、宮津の場合だと10,000円固定資産税がかかっていると、2,840円国保税に資産割を設けるとするような

ことであります。そういった資産割が高すぎるのでは、そもそもいるのか、というようなご議論があったらということ、税率のバランスをとったような数字ではないかなと思われま。

それから均等割平等割が下がっております。いわゆる応益割が下がってきておるということは、一つには低所得者対策の一面をここで表したのではないかなということ。結果的に全体としては上がりますが、所得と資産割がかからない所帯については、若干なり下がりますよ、というところが言いたかったのではないかなと推測します。以上です。

委員

はい、すいません。よろしいですか。

資料3の12ページ6款の保険事業費の中に書かれてます、医療費通知業務と後発医薬品差額通知についてなんですけども、医療費通知業務を年4回行われたということなんですけど、その反響はどのようなものだったんでしょうか。また、後発医薬品の差額通知については、効果検証等はされてますでしょうか。2点お伺いします。

事務局

医療費通知それから後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の通知についてのご質問いただきました。医療費通知については、年4回出させていただいています。この医療費通知が税の申告に使えるようになりました。そういう制度改正があり、それに伴ってこれを受けることでこれが申告に使えるというメリットが出てきたということです。これまでの単なる通知だけという形よりは、これを活用される方が増えました。

これがひとつと、それから本来の医療費を知ることで、自分の健康状態とかそういったものをもう一回考えていただくというものです。これにつきましては直接こちらに反応というのは正直返ってきておりません。これについては、またお聞きしたいなというふうに思っております。

それから後発医薬品関係なんですけど、後ほど申し上げますが、資料6の方でも書かせていただいておりますが、少しずつではあります、率の方が増えてきております。資料6のA3の大きいページです。これの左側の事業名の中で下の方に後発医薬品医療差額通知事業があります。これのずっと右側にいただきますと実績値というのがあります。これが、ジェネリックの医薬品利用率、あくまで数量としてですが、52.6パーセントということで前年度48.5パーセントと比べまして、じわっと増えているという現象があります。この通知を出すと、市民の方からお電話をいただきまして、どうやったら変えられるのか、ということも反応としていただいております。確実に効果というはあるというふうに思っております。

委員

ジェネリックの話が出たのであわせてよろしいでしょうか。効果自体は、当然、私も否定はしませんし、あるとは思ってるんです。ただ、ジェネリックの数字自体が同じ国保で比較しても、他の市町村ですと宮津市がちょっと低くても、62パーセントぐらいで、ほか与謝野町や伊根町、あと福知山市や舞鶴市なんかは70パーセントはるかに国保の中でも超えてる状況だと思います。当然、国の方は今年度の9月末までに80パーセントを目標にし

ている中で、ここからのあの政策なり、今の現状なりをどういうふうを考えておられるかのご意見をあわせていただけたらと思います。

事務局

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。京丹後市では後発医薬品数字のデータが、やっと5割を超えてきたということです。伸びはしておるわけですが、片や金額ベースでいいますと、おそらく26、7パーセント程度であると思われま。先ほども、委員様の方からご指摘ありましたとおり、市民の皆様からは、安くなるかなというようなお話もある一方、あくまでもお薬、いわゆる治療のことであります。当然、院内処方の場合には、ドクターの方が処方されるということが、基本になってくるであろうということです。そういった市のはっきり申し上げまして、大きな方針として打ち出しているというわけではありません。

例えば弥栄病院は院内処方であり、ジェネリックの率はかなり低いところであります。我々は、保険の給付側となります。保険給付には当然国保税が必要になってくるということもありますので、被保険者の方のご負担と保険の給付のバランスをとっていきけるように、こういった事業、医療費通知や後発医薬品の通知もやっておるわけでありま。

片やまた別部門としては医療部がございまして、病院経営の面というようなこともあるわけでありま。いろんなことが絡み合っているということでありま。こっちはこうしてま、あっちはああしてま、というようなところで、市民の方からお叱りをいただくこともあります。ジェネリック通知を市が出して来とるのに市民病院では、出してくれないというようなこともあります。そういったお電話をいただいた時には、院外処方の場合には薬剤師の先生にご相談になって、大丈夫だろうということであれば、ジェネリックを出していただけますし、院内処方の場合には、ドクターが、この薬の組み合わせとか責任を持って出せる処方として指示をされているので、その指示に従ってくださいというようなお話しか出来ないわけでありま。そこより踏み込んで、ジェネリックにしてもらってくださいとか、そういったお話しはできないというようなことがあります。

平成29年ぐらいから、始めさせていただいておりまして、地道にはありますけども、パーセントは上がってきております。このジェネリックを推奨するという国保の給付側として、少しでも率が上がることを目指して、医療費の自己負担にも関わりますのでお知らせをしていきたい、そういった方針です。

委員

実際、薬局として、その通知があつて患者さんから伝えていただくと、私たちも、じゃあ、って言って変更もしやすいので、助かってるのは助かってる実感があります。資料6のところ調剤薬局が保有しておらず、対応してもらえないケースがあり、課題であるという記載をしていただいておりますけども、実際私の働いてる薬局2店舗でどちらも後発率80パーセント超えてるんです。在庫がない場合、卸しが舞鶴とか福知山にあるので、その日すぐっていうのは、物理的に難しいケースは確かに多いです。ただ、そういった方でもご相談のうえで、ずっと続くお薬だったら極力変更するっていうような対応は、基本的にはどこの薬局も、今はやっているとしますので、これ書かれるんだったら具体的なケースを薬剤師に挙げてほしいです。私の方から指導しますので、書かれるんだったら、

ちょっと具体的に述べていただきたいと思います。こちらも推進の手助けをしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。記載の仕方も含めて検討させていただきます。

委員

ひとつよろしいですか。税のことを聞かせていただきます。元年度に税率を上げさせていただきまして若干3,000万円の黒字でよかったと思うわけですが、基になる課税所得につきましては、どのような状況、前年度より落ち込んでいるのか、平均なのか、上がったことはないと思いますが、その辺の状況をつかんでおられますでしょうか。

事務局

所得についてはつかんでおりません。

委員

当然、同じなら税率を上げれば上がるわけですし、落ちると税率、これがどう動くかによつては、またいずれそこを上げるか、もしくは医療費をぐーんと抑えるかしかないわけです。当然、今年は上がったんですけど、この所得状況を見据えていかないと、また何年先には上げをしていく状況になりますので、そのへんも十分経済を発展させつつ、今の医療費を抑えるための施策をどうするかとなります。経済をあげることも国保の医療費財源のたいへん重要なことだと思いますので、またそれも考えながら施策をとっていただけたらいいかなと思います。

事務局

今の件でよろしいですか。令和元年度の国保税の所得割の対象というのは、平成30年中の収入所得が対象となります。これは住民税も一緒ですけど、1年遅れで対象になりますので、平成30年度というのは29年度と比べると、かなり税収アップしてますので、全体の税収そのものはアップしてると思います。このうちの国保加入者だけを見るとそのことが言えるかどうかというのは、少しちょっと数字は持ってきてないんですけど、そのへんちょっと気にはなるところです。

委員

もともと今の国の施策で、非正規でも、少しでも社会保険に入れ入れという、ただ問題は那些人たちは普通若いです。今、国保入っても所得はあっても、そんなに病院に行かない。かえってそういう人が抜けることによって税収は減るけど、医療費自体は別にそんな使っていない方です。問題は今国保に加入しているのは大体が高齢者か商売されてる方ですので、その所得が上がっていくことが重要と考えられます。

さっき言われたとおり、下がってくれば当然、医療費のバランスとで、また上げてとなり、悪循環を起こすわけですので、難しい問題だと思います。あと5年もしたら、また上げないといけないということを、もしかしたらどなたも考えておかないと。早いうちに上げるなら、上げるためにどういう施策をやっていくとかいうのも考えていくことも、必要

になる可能性もある。途中だけが一気にあつというのでもしかたないですので、ちょっとずつその所得状況を見ながら、今後どうするかも検討していかなないといけない。早いうち早いうちに考えていきましょう。すぐ上げなくても、ええですけど。

事務局

ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりでありまして、先々見据えた中でということも、今回国保税を上げさせていただくときにお話させていただいたとおりです。

都道府県広域化になって年度途中で破綻するということは絶対なくなったわけですけども、片や京都府への納付金が本市で決められない。請求書は来ますが、15億円のところが、いきなり1割も上がって請求書が、今回来たわけです。そういうようなことがあるので、見込みがたてづらい。今回値上げの時にもそれをそのまま、10パーセントも上げてしまったら国保税が高くなりすぎる。だから今までの繰越金を6,000万円入れさせてもらって、上げ幅をちょっと圧縮して、結局落ち着くところが、前年比9.34パーセントの値上げにさせていただいたわけです。

資料3の2ページの歳入の一番上国民健康保険税を見ますと、増減率が4.3パーセントとなっております。被保険者数が同じなら9.34パーセント上がってくるはずだ、所得も同じなんですけど、その点、増減率4.3パーセントで被保険者数の減少幅は5パーセントということなので、だいたい見込み通りのところで、元年度の税は納めていただけたと我々は見えております。

令和2年度につきましては、先ほど部長も申し上げましたとおり、1年前の令和元年度の所得申告によりまして、徴収を行わせていただいておりますので、今のところ会計がどうということもないのですが、ご存じのとおり、今コロナさなかでございます。来年の今年度の申告がどうなるか、先ほど委員さんがおっしゃっていただいたとおりでして、本市として矢継ぎ早に、この経済を支えるための施策を急ピッチで取り組んでおるところであります。

京丹後市国保の受診件数、資料には載せてないんですけども、こちらの方でもコロナ、コロナと言い出した3月が前年比94パーセント、4月が87パーセント、5月は80パーセントまで落ちてます。6月はちょっと、いわゆる全国的にも感染規模が抑えられてたので、ちょっと戻して93パーセントに上がってきております。そういったこともこの診療請求の方からは見ておるところであります。この診療自体では、おそらく来年度の納付金は下がる方向にあるだろうと思われれます。ただし所得自体が下がってくれば、バランスを取るために税率をまたさわってとなるかもしれないので、引き続き京都府の方と十分協議しながら、国に対しても補助金、それから公費の拡大など要求はしていきたいと、冒頭副市長が申し上げておりましたように、そういった活動を広めていきたいと思っております。

会長

ありがとうございます。申し訳ございません。あの議題が他にもあると思います。ちょっと後で詰まって慌てると困りますので、とりあえず決算につきましては、今いったんここでちょっと止めさせていただきまします。

資料の2にその他といいますが、今のこの資料の説明もありますし、保健事業の関係もあると思いますので、そのあたりのご説明いただいて、全体の中でまとめて質疑応答をと

りたいと思います。時間の配分量、後で、詰まると慌てますので、そういうことでご協力をお願いいたします。

事務局

それでしたら事務局の方から健康推進課の方から保健事業につきましてご説明をさせていただきますと思います。吉田主幹よろしく申し上げます。

それでは資料の令和元年度保健事業の実績というのを見ていただけますでしょうか。これにそって簡単に説明をさせていただきますと思います。

今コロナの関係で受診率が落ちているというようなお話がありましたけれども、健診についても今年度の健診についても、かなりコロナの関係で影響していることがあります。

それはコロナの非常事態宣言が4月のはじめから5月の末まで出たということで、この間に健診はしてはいけないということで医師会や京都府から通知がありました。例年であれば5月から8月までの総合検診をしていますけれども、今年度については非常事態宣言が終了してからということで、6月7日から12月2日までということで、少し間隔があきます。

かなり長い期間しないといけないというような状況になっておりますし、あと三密を避けるということで、受付時間を長くとしています。いつもであれば2時くらいまで30分ごとに呼び出しをして受付をしています。30人以上30分の間に来られると、密になりますので、30人以下にするということで、3時半、4時くらいまでの受付時間をとりまして、三密を避けるような工夫しております。

あとマスクの着用をしていただくということを条件にしているということと、消毒を徹底しているということと、来られる方については健康チェック表というものを送らせていただきまして、検温をして書いていただいたり、だるさだったり咳の症状があるか、とかというような健康チェックをさせていただきます。受付の前に保健師がそれをチェックしております。いつもであれば、健診の会場には一人の保健師ですむんですけれども、今は二人、三人と保健師がとられているというような状況です。他の保健事業についても、かなり苦しくなっているというような状況になっております。それでは中身に入らせていただきます。

—（以降、資料5令和元年度保健事業の実績について取組内容を説明）—

事務局

ありがとうございました。その他の項目ということで、ただいま令和元年度の保健事業の実績について健康推進課の吉田主幹の方から、説明を申し上げました。今コロナ禍の中にあっても工夫をしながら、三密回避やちゃんと予防対策を取りながら健診事業を行っているということを申し上げさせていただいております。同じ資料の中に新しい生活様式の実践例ということで、感染症対策、一人一人の感染対策こんな感じでございますよ、というようなことを付けさせていただいております。

また、今説明をさせていただきました健康推進課の吉田主幹におきましては、京丹後市の方で、コロナの対策の専門の室を5月1日から設けておりますが、生活経済緊急支援室を兼ねておりますので、コロナの関係で日常的なほんとに身近なことでも結構ですので、こういった時はどうだろうというようなお話が、もしありましたらせっかくの場ですので、ご意見いただけたらと思います。説明の方は、以上でございます。

会長

このデータヘルス計画の説明これはいいんですか。

事務局

先ほどちょっと主だったところを申し上げましたので、はしょらせていただきます。

会長

はい、わかりました。ありがとうございます。それでは全体を通してどこでもいいですので、また今のコロナのことに关しましても、どうかご遠慮なくございましたら、お願いします。協会けんぽの方で何かございましたら、せっかくです。もしありましたら。

委員

はい、一件。

会長

はい、どうぞ。

委員

あのコロナ禍の中です、先ほど副市長さんのご挨拶にもあったように、国民健康保険の方で傷病手当金の制度を創設というか制定されたということなんですけども、その制度を利用された方は実際おられますでしょうか。

事務局

はい、ご質問ありがとうございます。国民健康保険としては全国どこでも、今まで傷病手当ということやったことなかったわけなんですけども、このコロナで就労ができなくなった被用者の方を対象にということで、創設をされました。

実際いわゆる京丹後市内でコロナが発症したのが、まだ最近でございます。その療養されておる方が我々としては国保なのかどうかということをおわからないですし、仮にそうだとすてもきっと療養中だろうというようなことでございます。出てくるとすれば、もうしばらくして9月に入る頃には、出てくるとすれば、そのタイミングだろうと思ひます。現状はありません。ただし、京都府下全体で言ひますと、やはり南部の方はすでに、支給実績がある市町村もござひます。そういったような現状でござひます。

会長

はい、ありがとうございます。

委員

ひとつよろしいか。

会長

はい、どうぞ

委員

あの決算概要の中で、現在703人減ったと被保険者がですね。これはおそらくパートさんの異動が非常に多いということなんですけども、これ人数としましたら大変大きな数字なんでちょっと気になるんですけども、いわゆるパートなんかで出られた方がどれくらいあったのか、それとも今後、いわゆる令和2年3年、どのような形で推移していくののだろうかというようなことです。大変人数を見ますと減ってきております。ほんとに持つのかなあというような気もします。あの見通しといたしますか、そのへんを掴んでおられましたらお願いしたいと思うんですが。

事務局

はい、ご質問いただきました被保険者数の件でございます。中ほどでご説明申し上げましたとおり、いわゆる被用者保険への拾い上げの幅を広げていってまして、29年の頃から言われてまして、そのようなことが影響しておるだろうということでございます。

我々、資格異動につきまして個別にそれを仕分けして数字を取っておるということがしておりませんので、その件数が何件だということにはお答えはしかねます。申し訳ございません。

今後の被保険者数の推移の見込みでございますけれども、いわゆる団塊世代におられる方が、今ちょうど70歳から75歳までの間にいらっしゃいます。2025年に向けてその方々につきましては、いわゆる後期高齢者医療制度の方に移っていくということでありまして、ひとつの年齢に対する人数のボリュームとしては、やはり団塊の世代の方が大きいので、後期高齢者に移っていくにしたがって、出生数との比較しますと当然下がってくるだろうというような見込みをたてているところです。団塊世代の方だけで、人数が70から74歳までのところをとらまえても、3,600名の方が国保だけでおられるということになります。

それで出産の方資料3の給付の方で9ページでございますが、ここに出産育児一時金ということで国保の方の出生につきまして1の件数ということでございますので、令和元年度27件、片や団塊の世代の方ということになると5つの学年で3,600人おられるということなので、その比較すれば減ってくるということが想定をできます。被保険者数のことは、そういうことであります。

それから医療費の給付とのバランスのことでいきますと、出生から74歳までが国保の加入の年齢ということになるわけでありまして。そこに係る医療費の三分の二は65歳以上の10年間の間のお年の方に対する給付になっておるということをおっしゃっていただければ、今ちょうどその一番医療費のかかるボリュームゾーンの年齢層の方が、一番多い時期と年齢階層的に見ていただけるとおっしゃいます。2025年に団塊世代の方が75歳にわたりきって、後期高齢者医療制度にみなさん入っていくような時になると一人当たりの医療費も結果的に薬価や診療報酬の改定が2年に1回ありますので、明言はできませんけれども、落ち着いてくるんじゃないかなと、上がり幅としてというようなことも見据えておるということでございます。

会長

ありがとうございます。コロナでひとつ教えてください。自分がコロナかな、あるいは家族がコロナかなと思ったら、どうするんですか。

事務局

コロナかなと心配になった時は、丹後保健所が平日の時間内については、相談窓口になっておりますので、そちらに電話をしていただいて症状を伝えていただいて、相談していただけたらと思います。

会長

この前、新聞で沖縄の消防署が救急搬送で「あんたコロナかもしれないから、保健所に相談してください。」と言っていたら、結局その人は亡くなったとそうです。気の毒です。消防署に電話して、救急車来てくださいと言っても、コロナかもしれなかったら、消防署は怖がって保健所に相談してくださいとなってしまうのか。もう直接、保健所に言うのか、病院に言うのか、どうしたらいいのかなと思うのです。みんな知っていないと思うんです。どうしたらよいか慌てる。

事務局

保健所です。もし救急車が乗せてくれたとしても、病院の方が受け付けてくれないので、保健所に電話してからしか、受け付けないということになりますので、平日の日中であれば丹後保健所、そして時間外と土日祝日については京都府の健康対策課の方にお電話をしていただきたい。それは広報きょうたんごの裏表紙に毎月そのことを載せておりますので、電話番号も書いてあります。また8月25日号の裏表紙にもそのこと掲載しておりますので、見ていただきましたらと思います。ホームページにも載せております。

会長

全体を通してどこでもかまいません。どうぞ。

委員

もうひとつ。

会長

はい、どうぞ。

委員

概要の方の資料3の14ページなんですけども、短期総合機能検査事業ということで、令和元年度と平成30年度の人間ドック節目ドック脳ドックのそれぞれの内訳がありますが、節目ドックと人間ドックですか、ちょっとその非常に金額が、2年比べてみると非常に動いているように見えるんですけども、何かこの原因といいますか、金額的にはちょっと令和元年度が増えているようなんですが、内容的にはドックにちょっとバラつきというか、減ってるものや増えているものがあるのですが。

例えば節目ドックは、令和元年度、これは1,000万円です。30年度は311万円というように人間ドックは、令和元年度343万円平成30年度は935万円。数字的に見るとちょっと何か変わったことがあるのかなという、ちょっと疑問が出るのですが。

事務局

すみません、ここの表の金額につきましては、もう1回確認の方させていただきたいと思います。ドック自体の取り組みについては、30年度とほぼ変わらない取り組みを令和元年度もしておりますので、金額の方確認をさせていただいて、また修正をしていきたいと思っております。

ドックにつきましては、関心が高まってきているというふうに思っております、徐々に受けていただける方が、人数として増えてきているところです。今年度につきましては、コロナの関係で例年5月開始の予定が6月開始になったとしたときに、今年度はやらないのですかという問い合わせもかなりありました。非常に関心が高まっていて、いい傾向になってるなと感じています。

この金額につきましては再度確認をさせていただきます。ありがとうございます。

会長

協会けんぽで、何か参考になるようなご意見はございませんか。もしありましたら、せっかく京都から来ていただいているので、どうぞお願いします。

委員

ちょっと質問を。

会長

はいどうぞ。

委員

すみません。資料3の5ページ第6款の繰入金なんですけども、ここはすべて法定内の一般会計からの繰入ということで、よかったですでしょうか。

事務局

はい、ご質問いただきました5ページ第6款の繰入金の件でございます。4億8,546万2,000円ということでございますけども、すべて法定内あるいは厚労省からの通知によるルール分です。そのルール分というのは地方単独事業、いわゆる障害でありますとか、ひとり親でありますとか、そういった方々への受給者証給付による現物給付による国からのペナルティ分の補填で4,000万円程度ありますけども、それもルール分であります。いわゆる赤字補填的、あるいは国保税そのものを下げるがための一般会計からの繰り入れは行っておりません。

委員

なるほどわかりました。

会長

一般質問に、そういうのは出ないですか。例えば国保税をもっともっと下げなさいと。一般会計からどんだん繰り入れてというような、そのような議会での意見とか、何かありましたら。

事務局

出ているのは、子どもに係る均等割20,000円何がしをゼロにすべき、減免すべきではないかという質問が毎回出てきます。

それに対して答えというのは、下げた分を必ずどこかで誰かが負担しなくてはならない。基本的には国保税の所得割を上げたりして、負担しなくてはならないということです。はたしてその理解が得られるのかどうかという部分があります。

値上げのときにもご議論いただきましたけども、一般会計から繰り入れるということになりますのは、赤字分の補填となりますので、それは京都府の方がその赤字の解消計画を立てなさいというような指導が入ってくる。赤字の解消を立てようと計画を立てようと思うと、結局は国保税の値上げをするしかないというような結論になりますので、現時点では京丹後市としては、子どもの均等割の減免というのは考えていません、という回答をさせていただきます。

会長

すいません。はい、どうぞ。

委員

先ほどご説明いただいた健康推進課の保健事業の実績についての内容で、昨年度の実績についてはご紹介いただいてよくわかったんですけど、今年度今のコロナの状況下の中で、なかなかこの健康教室だとか出前講座とか、あとはその各種研修だとか、普及啓発の活動とかが、結構、難しい状況なんではないかなと思ってます。

薬剤師会の方でも、今、京丹後市で初めて健康サポート薬局の届け出を今やってるところで、8月にはおそらく受理されると思うんですけど、この活動自体をすごい悩んでまして。市の方でのお考えだとか、やるやらへのガイドライン的ところが、もし今あるんだったら、教えていただきたいと思います。

事務局

そうなんです。それがとても今悩ましいことでもあります。緊急事態宣言が出てる間は、すべて出前講座も中止にしました。介護予防体操も中止していただきました。でも緊急事態宣言が終了してからは、三密を避けてしていただくということを条件にサロンも再開されてますし、そこに出前講座も行かせていただいています。

出前講座ではフェイスシールドとマスクと、それからアクリル板はないので、ビニールで作ったついたてを持って、それを前に置いて出前講座をするようにはしています。

サロンの方でも三密を避けるということで、換気をしたりとか、手洗い消毒もしっかりとして、検温も全ての方にされてますし、三密を避けたり、そういう健康チェックをしながらしていただいているという状況です。

ただ、今感染者が市内にも出ましたし、だんだんと増えてきていますので、介護予防体操や出前講座については少し考えないといけないかなあと、いうふうに思っているところなんです。今のところはそのような形で実施しています。

ただ街頭啓発で、ティッシュの中にメッセージを入れて配るようなことを自殺対策や、健康づくり推進員さんの活動に入れてましたが、すべて中止となり影響が出ておりますが、できる範囲でやっていこうということで工夫しながらやっています。

委員

わかりました。ありがとうございます。薬剤師会の方は健康サポート薬局を中心にして出前講座だとか、健康に関する情報発信を今までもしてきてますが、今後もより一層力を入れていきたいと思ってますので、また、もし協力できる場所があれば、ぜひともよろしくをお願いします。

会長

税務課長の方から、ありましたらどうぞ。

事務局

今年度に入ってからですが、コロナの感染症の影響により収入が減少した、前年度より10分の3以上減少した方については、国保税の減免制度を設けてまして、現在、決定者の方が111件、2,100万の金額になっています。

この減収分につきましては、国の方の補助金であるとか特別交付金の方で補填をしていただけるということになっています。

会長

減収というのは、どういう職種の人たちですか。

事務局

職種まではバラバラですので、ちょっと把握してません。

事務局

基本的に自営業の方が多いですので、民宿とか方も結構おられます。

会長

他にございませんか。ないようでしたら閉めようと思うんですけどいいですか。

特にないようですので、これで報告事項につきましては終了いたします。議事運営、事務局に返します。よろしくをお願いします。

事務局

はい、ありがとうございました。ほんとにたくさんの貴重な意見をいただきましたので、何点かは数字の確認だとか、内容の確認もしたいというふうに考えております。

それでは閉会にあたりまして佐藤副会長様より、ご挨拶をお願いいたします。

副会長

それでは皆さん、長時間にわたりましてご協議いただきありがとうございました。こういう時ですので、少しでも早く終われたらということで終わりたいと思います。大変貴重ないろんな資料、大変だと思うんですけども、いろんな形でご説明いただきました。

我々もなかなか難しいところがありますけれども、何となくこの資料によってわかったかなという点もあります。非常にいろいろと勉強になりました。皆さんも貴重な時間をさ

いていただいて、ご出席いただいておりますし、ほんとに貴重な意見もいただきましたので、ぜひこの意見を活かしていただきたいと思います。

何とかこのコロナの話もありますけれども、健康で乗り切りたいと、乗り切っていただきたいと思います。またひとついろいろな関係者の皆さんは大変ですけども、市の方にはよろしくお願ひしたいと思います。今日はどうもご苦労様でした。ありがとうございました

一同

ありがとうございました。お疲れ様でした。（閉会）解散 15：30

この会議の経過について、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年 月 日

京丹後市国民健康保険運営協議会

署名委員

印

署名委員

印